

静岡県知事公室秘書室気付

静岡県知事

川勝 平太様

平成21年11月10日

S K

東伊豆町 CEF 熱川ウインドファーム健康被害者の救済
並びに南伊豆石廊崎風力発電施設に関する要望

過日、送付させていただいた三筋山の保安林指定解除に関する知事への陳情書並びに森林計画室への要望書に対し、回答を求めていなかったにもかかわらず、貴職のご指示により、ご返事をいただくことができました。貴職の誠実な対応に感謝申し上げます。保安林指定解除は県の専権事項ではなく、県として法的に制約された権限の範囲であっても、誠意をもって問題に対処してくださるものと、ご回答を通して、理解、認識いたしました。ありがとうございました。

このご回答において、県政を預かる知事が目線が県民および地域に向けられていることをあらためて感じさせられました。このことに関しては、県議会における貴職の所信表明演説を拝見し、「地域自立」を目標に掲げつつも「三つの改革」を通して「常に地域に根ざした県政に努め」、県民のための県政の実現にむけて力を惜しまないお気持ちを読み取り、感銘を受けておりました。またさらに、所信表明演説の末尾に、マックス・ウエーバーの「職業としての政治」を引用し、「今なしている業を天職と心得る姿勢」のもとに「それでもなお」の姿勢を崩すことなく、「毀誉褒貶にさらされ、失敗をし、挫折感にうちひしがれても、それでもなお、屈せず、堂々と、誠実に、「日本の理想」を追求してまいります。」というお言葉には、政治のエトスと知事の県政への並々ならぬ決意と情熱とを感じさせられました。お伝えするまでもなく、貴職における「天職として心得る姿勢」は、「政治によって」ではなく「政治のために生きる」姿勢に重きをおいたものと理解しております。ウエーバーは、そこでは「情熱・責任感・見識」という政治的意識における三つの性質が求められるとしています。それらの性質とは、燃える情熱と冷静な見識、現実への責任と、わたくしは理解しております。そのうえでウエーバーは、「政治とは、情熱と見識とによって固い板に穴をあけてゆく力強い緩慢な仕事である」とし、また、そのような困難がともなう仕事であっても「もし世の中で不可能なことを成し遂げようとする試みが繰り返されなかったら、可能なことも成し遂げられなかったであろう。」と述べています。

凡人には求めえぬそのような政治信条にあって、知事においては、表明された情熱のもとに、学問によって獲得した明晰と知見、さらに信念によって裏付けられた見識と倫理的責任意識のもとで、「日本の理想」を求めて県民のために誠実な政治を実践してくださるよ

う、再度、期待をこめてお願い申しあげます。

さてところで以下、伊豆地域における風車問題に関する二つの要望を届けさせていただきます、問題の解決にお力添えをいただきたくお願い申しあげます。

記

1、伊豆熱川 CEF ウインドファームによる健康被害者救済にかかわる要望

ご承知のように、一昨年、東伊豆町の天目山稜線上に(株)CEF(クリーンエネルギーファクトリー)社により1500kwの風力発電施設10基が建設され、同年12月より試験運転が始められました。運転開始後直ちに、風車近隣(350m~700m圏内)に居住する何十人もの住民から、「風車の騒音により眠れない」という悲鳴の声とともに、超低周波・低周波騒音の影響と思われる「めまい、耳鳴り、頭痛、腹痛、吐き気、圧迫感、血圧上昇」などの多愁訴、複合的な生理的健康被害が訴えられるようになりました。その段階で、当該地域から4km以上離れて住むわたくしの知る限りでも、心身の生理的苦痛を訴えていた人は29名にのぼり、それらは「騒音で眠ることができない」ことのほかに「キリでもまれるような耳の痛さ」「頭痛や腹痛」「めまい」「リンパ腺の腫れ」「体のふらつき」などさまざまな複合的症状をみせていました。短期間の風車運転であったにもかかわらず、血圧上昇で倒れ入院された方が4名、2名はクモ膜下出血などで亡くなられたと聞いています。

風車は、昨年の4月、試運転中に低気圧通過にともなう強風で2基のブレード(羽根)が付け根から折損して停止、事故原因の究明と再発防止策の策定、ブレードの点検と修理のため約10ヶ月の間、運転は止められていました。運転停止の間に、被害者の症状は、ほとんど緩解・消失して一時的に健康を取り戻していましたが、今年に入って、この2月、修理を終えた風車の運転が再開されると、たちどころに被害も再発し、重症者にとっては、その症状は「鼻出血、口内出血、起き上がることができない、立って歩けない、全身がふるえて止まらない」などへと悪化させていました。被害者の数も増大し、当該自治会の調査では、地元住民を含めて1km圏内に住む約120名の8割が「夜間うるさくて眠れない」など何らかの被害を訴え、その約6割が「めまい、頭痛、圧迫感」などの生理的身体異常をとまなう症状を訴えていると報告されています。特に、重症者にとっては、出血症状のほかに「起立・歩行の困難、平衡感覚消失」など、当該地での生活を不可能にいたらせる症状の重篤化がみられ、知りうる限りでも数世帯の住人は当地から離れて暮らすことを余儀なくされている現状にあります。事実、病院の医師は、これらの重症者に対して転居を勧めているとのこと。

重症者のうちの8世帯12名は、こうした健康被害は風車運転による超低周波・低周波騒音に起因するとして、8月に国の公害等調整委員会に原因の裁定を求めて申請いたしました。公害等調整委員会は申請を受理し、12月8日に事務局が当地に現地調査に赴いてくださることが決まっています。しかし、申請者のうち、2世帯3名はここに住んでいては「風車に殺されてしまう」と伊東市、鎌倉市方面へ転居してしまいました。ほかにも1世帯2名の重症者がすでに当地から逃げ出しています。

知事にあっては、東伊豆町天目の風車健康被害者が置かれている上記のような悲惨な被害状況をご認識くださり、被害者救済に向けて、県として可能な限りの対応と対策に当たっていただきたくお願い申しあげます。県に与えられている法的権限は、民間事業の展開に関しては皆無に等しく、企業活動への介入、その制限や停止に及ぶものでないこと、また、本来的には国に対して要望すべき事案であることを十分にわきまえた上で、問題が県民の生命、健康・安全、地域生活の安心・安全と福祉、また、財産の保全にかかわる内容であるがゆえに、県に対しても貴職の指導のもとに、事業者や町当局への指導、国への要望などできうる範囲での側面からのご援助とご協力、ご指導をお願いするものです。ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ひとこと付言すれば、国に対しては昨年度よりすでに、国会、環境省、経済産業省にほぼ同様の内容で陳情をいたしております。

2、南伊豆石廊崎風力発電施設に関するお願い

南伊豆石廊崎近隣の山間部でも(株)Jパワー(旧電源)等による風力発電施設建設が進められており、完成を間近に控えています。(2000kw級17基)今月中にも一部建設完了の風車による試験運転が開始され、全基による本格稼働は来年3月と聞いています。石廊崎のウインドファームにおいても、風車近隣500m前後には数軒の民家があり、住民は超低周波・低周波騒音の健康への影響、健康被害におののいています。また、超低周波・低周波騒音の影響が直接及ぶとされる1km圏内の大瀬地区、仲木地区、下流地区には昔ながらの村落があり、多くの住民が居住していて東伊豆町同様の被害の多発が心配されます。被害発生は地形等により異なり、一概に危険とは言えないものの、超低周波・低周波音は距離による減衰が小さく、3km離れたところでも測定されており、影響がないとも言いきれません。当地域における風力発電施設稼働後にかんしても被害の多発に注意を要するものと考えます。

なお、500m前後の圏内では被害発生の確率は高く、被害が訴えられた場合、その対応に関して、県としても町を指導するなかで被害者対策を講じる必要があるものと考えます。事業者に対して被害者を救済する措置を求めるなどの指導、対策を講じていただき

たくお願いするしだいです。

また南伊豆町当局は、風車の超低周波・低周波騒音の影響がおよぶ可能性がある1 km圏内に、小学校の統廃合によって廃校とされた南崎小学校の校舎を改築して、保育園を移設する計画を進めていると聞かされています。すでに改築工事が開始されていることですが、前記したように超低周波・低周波騒音の影響は、地形により異なるとはいえ1 km以上に達するものであり、そうした危険が予測される曝露環境に保育園を移設して、子どもたちが長時間を過ごす生活の場とすることは再考すべきものと考えます。町当局は、子どもたちの健康と安全を第一に考え、危険が予測されるばあいは、予防原則のもとで移設先を選定すべきであり、今回の選択は当局の常識を疑わざるをえないものです。この問題にかんして町当局は、低周波音の測定をするなどで対応するとのことですが、移設をしたあとに測定をして子どもたちの健康と安全が確保されるのでしょうか。付け加えて申しあげれば、超低周波・低周波騒音は室内に滞留する性質があります。屋外より室内のほうが危険です。

低周波音成分を多量にばらまく航空機騒音についての沖縄県環境保健部の委託事業としておこなわれた「健康への影響に関する調査報告書」(普天間、嘉手納基地周辺住民の疫学調査)によれば、

低周波騒音曝露環境にある1) 幼児にとっては、感冒症状、頭痛、腹痛、食事課題、消極的傾向、情緒不安定のクラスターで曝露量の増加とともに統計的に有意なオッズ比の上昇がみられた、2) 学童の記憶力の面でも、長期記憶のオッズ比と騒音曝露量との間には有意な関連が認められた、3) また、騒音曝露量と低出生体重児の出生率との間に有意な量反応関係が検出された、早産児出生率との関連においても同様な傾向がみられる、などと報告されています。

つまり、低周波騒音曝露環境にある幼児は、身体的にも精神的にも有意に問題行動を起こす傾向が高率にみられる、妊産婦と胎児にも影響があるということであり、そのような危険が予想される風車による超低周波・低周波騒音曝露環境に幼稚園や保育園を移設するという無茶な計画を遂行する町当局は、無知とはいえ非難されてしかるべきものと考えます。

県は、保育園などの設置に関しては、一定の権限を有すると考えますので、このことでは、子どもたちの健康・安全と健やかな生育にかかわる問題として、ぜひ南伊豆町当局に移設先の変更を求めるなどの指導をしていただくたくお願いするものです。

以上、知事にはご無理なお願いをいたしますが、風車健康被害は、当人にも言葉では伝えることが困難な苦しみであるとお聞きしております。多愁訴と前記しましたが、睡眠を

奪われた状態のなかで、名状しがたい複合的な各種症状にみまわれ、脳が揺さぶられるような感じをもたれる方もおいでになるということです。そのような苦しみにさいなまれている人を放置しておくことは許されません。以上のことをご理解の上、貴職のお力をもって少しでも被害者が救済され、また、問題が解決に向う方向を見出してくださるようご尽力とお力添えをお願いするしだいです。

以上の要望に関しては、できましたら貴職のお考えとご意見、ないしは県のご見解をお伝えくださるようお願い申し上げます。

なお、本要望書は、担当部局の生活環境室ならびに子育て支援室にも、送り状を添えて、送付させていただきます。

添付資料

- 1、天目風車による健康被害者（重症者）の被害症状（聴き取り）
- 2、天目風車自治会被害調査報告書
- 3、生活環境室送付状、子育て支援室送付状